

令和 6 年 9 月 10 日現在

機関番号：33605

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02410

研究課題名（和文）「効果のあるスクールロイヤー」に関する実証的研究 メディエーターとの協働へ

研究課題名（英文）Empirical studies on effective school lawyer: Toward co-operation with mediator

研究代表者

松原 信継 (Matsubara, Nobutsugu)

清泉女学院大学・教育文化研究所・研究員

研究者番号：30593545

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：「中教審」答申等の中で学校現場へのスクールロイヤー（以下、SLと称する）の導入が提案されたことを受け、本研究においては、ロイヤーとスクールソーシャルワーカー、メディエーターなどの専門職連携において先行する米国を参考にしつつ、子どもの「最善の利益」につながる効果的なSL制度の在り方を探究してきた。研究では、自身が行った全国アンケート調査結果の分析に基づきながら、関係自治体の協力を得て、実際のSL制度の運営に関わりつつ、SL制度のモデル案を提示してきた。合わせて、研究の一つの成果として、教育研究者と弁護士、メディエーターによるわが国初めてのSLに関する共同研究の書籍を一般市民向けに出版した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、日本で研究が遅れている教育の法化に注目し、スクールロイヤー（以下、SL）の導入による法化の弊害をいかに防ぎ、プラス面をどのように引き出すかを明示したことである。SLの導入は、運用の仕方によっては「開かれた学校」政策に逆行し、学校が保護者に対して一層防御的になり、官僚化するおそれを否定できない。本研究の社会的意義は、自治体の協力の下、SLのモデル案を作成し、実際に制度を運営することで、学校と保護者の協力的な関係が可能なSL制度を市民に対して示し得たことである。また、米国の調査を通して、子どもの権利保障へ向けたロイヤーと他の専門職の連携の在り方を日本に紹介することもできた。

研究成果の概要（英文）：In response to the Central Council for Education's Reports recommending the introduction of School Lawyers (hereafter referred to as SL) in schools, this study has explored the effective SL system that leads to the "best interests" of children in Japan, while taking consideration into the practice of the United States, a leading country in collaboration between lawyers and other professionals such as school social workers and mediators. In this study, based on the analysis of the results of a nationwide questionnaire survey conducted by myself, and with the cooperation of a relevant local government, I have been involved in the operation of an actual SL system and worked to create a model proposal for the SL system. As a result of this study, a book for the general public was published by educational researchers, lawyers, and mediators, and this is the first multi-professional collaborative research project on SL in Japan.

研究分野：教育法、教育行政、教育政策、教育制度

キーワード：スクールロイヤー メディエーター スクールソーシャルワーカー 専門職協働 子どもの権利 子どもの最善の利益 学校の法化 チーム学校

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

2019年1月に出された中教審答申(『学校における働き方改革に関する総合的な方策について』)等を受け、各自治体でスクールロイヤー(以下、SLと称する)の導入が進んでいる。これは、いじめ問題の増加を含め、学校や教員への保護者等からの苦情や要求の増大によって疲弊する学校現場の状況を受け、教員の負担を軽減することを目的として開始された政策である。しかし、一方で、校則問題に典型的に見られるように、学校では児童や生徒の権利が十分に保障されず、“校門の前で人権を脱ぎ捨てる”ような状態が続いている。とすれば、SLは子どもの権利をまもる役割も担うべきではないか。

このような中、導入されたSLであるが、今日の学校においては、医療分野や福祉分野と同じく、「法化」(legalization)と呼ばれる現象が進行している事実を忘れてはならない。それは、本来“コミュニケーション的行為”によって遂行されるはずの学校の教育活動が、法の浸透によって変質し、結果として、非人間化、改革の抑制、責任回避、非活性化といった様々な問題が生ずる現象をいう。欧米では1980年代以降、特に教育分野において、その克服に向けて真剣な取り組みが続けられているが、わが国の法化に対する認識と対応はあまりに遅い。上述のように、確かに法は、子どもの権利や教師の権利を学校の中に根付かせていくために一定必要なものではあるが、その対応を誤れば、学校教育の質を変えてしまう力をもつ。いかにして、われわれは法化の弊害を防ぎつつ、そのプラス面を引き出していくことができるのか。この問題の探究は、学校教育の質の在り方にも関わる日本の教育の喫緊の課題であると言える。

2. 研究の目的

現在、導入が進められているSLは「チーム学校」の一員としてその効果を発揮する可能性は存するものの、上述の通り、「法化」を通して、学校の教育活動の質を大きく変えてしまう危険性も孕んでいる。本研究は、報告者自身の長年にわたる米国の教育紛争解決の研究蓄積を活かし、ロイヤー導入のマイナス面への対策として、米国で活躍する教育メディエーターを取り上げ、これをSLと連携させる新たな日本型モデルを提示しようとするものである。同時に、本研究は、SL制度の目的自体にも光をあてる。文科省の答申等が言うように、果たしてSL制度は教職員の負担軽減を主たる目的として実施すべき政策なのだろうか。本研究では、学校や教員をまもるSLという概念から一歩踏み出て、子どもの権利や最善の利益の実現にも資することができるSLの在り方を探究する。換言すれば、SLと教育メディエーター等の他職種との連携・協働の形態をつくり出すことによって、わが国に最適な、子どもの「最善の利益」の実現にもつながるような学校・教育紛争解決のモデル(多職種連携モデル)を構築しようとするものである。

3. 研究の方法

(1)本研究では、混合研究法(Mixed Methods Research)を用いて、量的な調査を質的な調査(ヒアリング調査)で補うことに努めながら、初年度においては、研究の方向性と取り組むべき課題を定めるために、研究協力者の弁護士(愛知県弁護士会)との連名でSLを導入している全国の自治体(教育委員会)・学校・SL担当者(弁護士)の三者に対して質問紙によるアンケート調査を実施した(実施時期は2020年4月~8月)。

(2)本研究では、アクションリサーチの手法を重視している。具体的には、愛知県日進市の研究協力を得て、多職種連携モデルのSL制度を念頭に置きつつ、同市が行うスクールソーシャルワーカーとの協働によるSL制度づくりに参画し、同市のSLの活動の継続的な参与観察を行った。

(3)本研究の柱であるSLと教育メディエーターの連携協働については、現在、愛知教育大学において日本で初めての教育メディエーターの養成事業が行われていることから、この事業と連携しながら研究を進めた。

(4)外国との比較研究に関しては、教育メディエーションが最も盛んであり、かつ、弁護士と他の専門職との連携協働が進んでいる米国のカリフォルニア州に注目し、同地においてヒアリング調査を行った。

4. 研究成果

(1)スクールロイヤーの活動に関わるアンケート調査の結果分析

上述のように、初年度においては、進行するSL(制度)の実態を把握することを目的として、質問紙法によるアンケート調査を実施した。同調査で、特に明らかにしたかったことは以下の諸点である。①SL制度導入の目的は何か。SLは従来の教育委員会等の顧問弁護士とどこが異なるのか。②SLは“チーム学校”政策の一つとしても打ち出されているが、SLは学校におけるチームの一員となり得るのか。③左に関し、SLは、学校を基盤に据えた活動となり得ているのか。④SLはどのような職種と連携したいと考えているか、⑤SLの業務はどこまで守備範囲としているのか、調停や仲裁等まで含むのか、また、子どもや親との面談は行われているか、⑥SLの導入によって学校の「法化」は進んでいくのか。⑦SLは学校や教員をまもることを役割とするのか、あるいは、子どもの権利や「最善の利益」をまもる存在ともなり得るのか。

以下、アンケート結果から明らかになった事実を簡潔に述べる。①回答したすべてのSLが、制度の目的は子どもの権利と最善の利益の保障であるとし、顧問弁護士とは明確に差異化していた。ただし、回答者のほとんどが「子どもの権利委員会」所属の弁護士であったことは考慮に入れる必要がある。②SLは、“チーム学校”のメンバーであることは大切としながらも、あくまで外部性を保持したいという回答が多数であった(86.4%)。その理由は中立性・独立性を担保したいというものであったが、これは教育委員会においても、同様の傾向であった。③すべての自治体において、SLの助言や相談には教育委員会が関与しており(手続上、教育委員会を介することになっており)学校訪問や学校巡回で直接に相談を受けるケースは少数であった。その点においては、学校を基盤とするSL制度にはいまだなっていないと言える。④SLは、校長や教頭、教育委員会と同程度の割合でスクールソーシャルワーカー(以下、SSWr)やスクールカウンセラー(以下、SC)との連携を望んでいる(72.7%)。また、学校に関わる職種のうち、6個以上の協力相手をあげたSLの割合は6割以上(63.6%)に達した。すなわち、SLは、学校管理職だけでなく、多職種との積極的な連携や交流を求めている(その中には学級担任や生徒指導主事等も含まれている)。⑤SLに「調停」や「仲裁」の役割を望むかという問いに対する学校の肯定的回答は8割以上(85.7%)に及び、そのうち「とても思う」とする回答は42.9%であった。この数字は、SLとメディエーターの連携の必要性を示すものと言える。事実、SLの半数以上は「調停」を行うことは可能と答えているが(54.5%)、一方で、その多くが、保護者や子どもと面談することは利益相反のおそれがあるために控えたいと回答している。⑥教育現場で法化が進んでいくかという質問に対しては、学校の8割以上(85.7%)がこれを肯定している。教育委員会におけるその数字は57.1%である。一方で、法化によって子どもの権利が学校に浸透していくことを期待しているSLの回答も多い。⑦上記の①で述べたように、SLのほとんどは、子どもの権利や最善の利益をまもることによって、保護者からの苦情や要求が緩和され、結果として、教員の負担軽減を図ることができると回答している。また、教育委員会においても、その多くが“教育に明るい弁護士”をSLとして望んでいる。特に、教育委員会の自由記述の回答に「SLは学校事情に詳しくないと動まらない」「子どものために公平な立ち位置で関わって欲しい」「SLは、学校側の代理人ではなく、第三者的に判断する立場であると捉えている」「顧問弁護士ではないので、客観性を持つべき立場であり、学校や教育委員会の対応に問題がある時には厳しいことを言える存在であるべきと考える」等の記載があることは注目に値する。

なお、同アンケート結果は『「スクールロイヤーの活動に関わるアンケート調査」結果』(2021年10月)大日本法令印刷(株)全53頁にまとめ、回答者であるすべてのSL、教育委員会及び学校に送付した。また、同アンケート分析から得られた成果は、研究協力者と共同で、日本教育政策学会第27回大会・自由研究発表(2020年7月3日~5日)において報告した。

(2)多職種連携モデルのSL制度の構築に向けた共同研究会における成果

SL、弁護士、SSWr、SC、学校教員、教育研究者などが、それぞれの立場からSL制度に関する専門的な知見を述べ、意見交換を行う学際的な研究会を開催し、示唆に富む研究成果を得ることができた。そのいくつかをあげれば、①専門職どうしの中で、SLを含む、他の専門職の仕事や役割への理解が不十分であること、②子どもの権利保障へ向けたSLとSSWrとの連携の効果はきわめて高いこと、③左記の効果を上げるためには、SSWrのアセスメント・プランニングの段階からSLを交えて話し合うことが重要であること、④SLと連携することで教員もSSWrも自信を持って事案に対応できるようになること、⑤子どもの「最善の利益」を保障する学校文化をつくることはSSWrだけでは困難であるが、SLと協働すれば可能であること、⑥教員以外の専門職からは、子どもの権利に目を向けない学校文化に対する強い違和感があること。一方で、日頃から子どもと接している教員には、学校や教員が考える子どもの「最善の利益」があること、等々。総じて、多職種連携モデルを構築するためには、まずは教員と他職種、さらに、様々な専門職どうしの交流と相互理解がきわめて重要であることが明らかになった。また、その方法の一つとして学校ケース会議の開催と、そこへのSLの参加の有効性も浮かび上がった。

なお、本研究会には新聞記者も参加し、上述の問題の重要性とそれを広く市民に報道する意義が確認された。

(3)スクールロイヤー制度に関する関係者及び一般市民向け書籍の出版

書籍の出版を通して本研究の成果を全国の教育委員会(教育長・SL運営者など)や弁護士(会)、学校関係者、保護者、市民に向けて発信し、それによって、子どもの権利保障と「最善の利益」を実現し得るスクールロイヤー制度を各自治体において構築していくことをめざし、2020年末から出版の準備を進め、2020年にこれを実現することができた。『子どもの権利をまもるスクールロイヤー：子ども・保護者・教職員とつくる安心できる学校』というタイトルの本書は、研究協力者である間宮静香氏(愛知県弁護士会・子どもの権利委員会副委員長)、伊藤健治氏(東海学園大学)を共同編著者とし、教育研究者5名、弁護士5名、メディエーター2名の計12名が共同執筆者となって2020年5月に風間書房から刊行されたものである(全251頁)。同書籍には、教育委員会や弁護士会、SL等の実務家を意識して、SL制度の実際の運用に向けた分かり易い『8つの提言』も付けられている。

本書の出版にあたっては、上記の共同執筆者をメンバーとして、「あるべきスクールロイヤー制度」の提言に向けた研究会を精力的、継続的に行ってきた。このように、SL制度をめぐる

教育研究者と法曹実務家（弁護士）、メディエーターが専門を超えて共同研究を行い、意見交換を行うことは日本で初めてのことであり、その意味でこの書籍は、学問の垣根を超えた、文字通りの学際的研究の成果であったと言える。

なお、本書は、一般書籍としての販売とともに、その成果を **SL** 制度に関係する人々に広く知ってもらうために、全国の弁護士（会）及び教育委員会等にも送付した。

(4) 米国カリフォルニア州における比較制度研究

Covid-19 がようやく収束の兆しを見せたことにより、遅れていた海外調査を実施することができた（**2023** 年 **3** 月）。調査は、カリフォルニア州、特にサンフランシスコ市を中心に実施したが、その理由は、同州は全米でも最もメディエーションが盛んな州であること、また、弁護士と他の専門職（ソーシャルワーカーやメディエーター等）の連携において先進的な地域であることによる。主な調査先と調査によって得られた成果は以下の通りである。

〔調査〕 **Legal Services for Children (LSC)** におけるヒアリング

LSC はサンフランシスコ市にある子ども支援の **NPO** 組織（弁護士 **9** 名、ソーシャルワーカー **12** 名を含む）である。その主任弁護士の **Nedra** 氏から聴き取りを行うとともに、意見を交換した。氏によれば、**LSC** の子どもの権利保障の在り方は、子ども自身の権利行使をスタッフが支えるというスタンスであり、特に、子どもと親との関係性の調整においてソーシャルワーカーが重要な役割を果たしていることが分かった。同時に、ソーシャルワーカー等の専門職と弁護士が密接に連携することで、はじめて子どもの権利がまもられるということを実際のケースの説明を通して理解することができた。日本とは制度が異なるものの、多職種連携モデルの具体像を把握することができた。

〔調査〕 スタンフォード大学ロースクール **Mills Legal Clinic (MLC)** でのヒアリング

同機関の教授および学生（**2** 名）からの聴き取りと意見交換を通して、現地の法曹人養成の特色と利点、日本の弁護士及び **SL** 養成の課題について認識することができた。具体的に言えば、同校では、ロースクールの学生たちが、在学中に学校現場などに入って保護者と対応したり、学校と保護者との間に立って調停（メディエーション）等を行ったりするトレーニングがカリキュラムとして確立している。**SL** 制度の導入にあたり、わが国でも **SL** をいかに育てるかが問題となってきたが、その点において、この **MLC** の実践は大変参考になる内容であった。

〔調査〕 サンフランシスコ教育委員会理事会傍聴及び保護者との意見交換

サンフランシスコ市の定例の教育委員会会議（夜 **7** 時～**9** 時半）を傍聴し、その後、同委員会会議室において、当日、教育委員に向けて発言した保護者との意見交換を行うことができた。これにより、同地において、保護者の要求や要望が教育行政を通してどのように実現していくのか、そのプロセスの一端を把握することができた。日本の **SL** 制度は保護者の要求を「不当な要求」と捉えて発足した経緯があるが、本調査を通して、保護者の要求や苦情への応答性は本来の教育委員会としての機能そのものであり（直接責任原理）、そのためのシステムづくりも **SL** 制度と並行して必要であることを再確認することができた。

なお、本調査をもとにして「**Child-Centered Approach** による学校での子どもの権利保障 サンフランシスコ市 **LSC** の取組みの事例を参考にして」というタイトルで、同調査の同行者である間宮静香氏（弁護士）・中嶋哲彦氏（愛知工業大学）とともに学会発表を行った（**2023** 年 **7** 月 **8** 日～**9** 日「日本教育政策学会」第 **30** 回大会・自由研究発表）。また、日本教師教育学会の年報編集委員会からの依頼により執筆した学会紀要論文「スクールロイヤーと教職・教育関連専門職のあるべき連携協働 岐路に立つスクールロイヤー制度（日本教師教育学会編『年報』第 **32** 号、**2023** 年 **9** 月刊行）」の中でも、本調査の成果を大いに活用した。

(5) 自治体との研究協力による **SL** 制度のモデルづくり

本研究の一つの柱は、アクションリサーチの手法を用いて、関係自治体の協力の下、**SL** 制度のあるべきモデル案を構築することにあつたが、この点に関しては、愛知県日進市から協力の承諾が得られ、同市の **SL** 弁護士（**2** 名）と **SSWr** および **SL** 運営者（学校教育課長）と密接に連携をとる体制をつくることができた。具体的には、同市における **SL** 制度の要綱づくりへの関与、同市が開始した **SL** と **SSWr** が同席する定期相談会の場への参与観察など、今後の研究の発展に向けて大きな足がかりを確立することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 松原信継	4. 巻 32号
2. 論文標題 スクールロイヤーと教職・教育関連専門職のあるべき連携協働 岐路に立つスクールロイヤー制度	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本教師教育学会年報	6. 最初と最後の頁 58-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松原信継	4. 巻 118号
2. 論文標題 子どもの権利を真に保障する子ども条例へ向けて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人間と教育	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松原信継	4. 巻 46巻
2. 論文標題 「合理的配慮」をめぐる紛争解決にADRを活用することの意義と課題 米国のIDEAにおけるメディエーション（mediation）に注目して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本教育行政学会年報	6. 最初と最後の頁 186-190
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松原信継	4. 巻 第17号
2. 論文標題 「医療的ケア児への『合理的配慮』の供与に関する考察 米国のIDEA（個別障害者教育法）の観点から」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『清泉女学院大学人間学部研究紀要』	6. 最初と最後の頁 51-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 間宮静香・松原信継・中嶋哲彦
2. 発表標題 Child-Centered Approachによる学校での子どもの権利保障 サンフランシスコ市LSCの取組みの事例を参考にして
3. 学会等名 日本教育政策学会第30回大会 自由研究発表（第3分科会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 松原信継・間宮静香・伊藤健治
2. 発表標題 わが国におけるスクールロイヤー（制度）の現状と課題 アンケート調査結果に基づく考察
3. 学会等名 日本教育政策学会第27回大会自由研究発表
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松原信継
2. 発表標題 『『障害』をめぐる紛争解決（合理的配慮を含む）にADRを活用する意義と課題 米国におけるメディエーション（mediation）の実践を参考にして』
3. 学会等名 日本教育行政学会第54回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 松原信継・間宮静香・伊藤健治（編著者）ほか	4. 発行年 2022年
2. 出版社 風間書房	5. 総ページ数 252
3. 書名 『子どもの権利をまもるスクールロイヤー 子ども・保護者・教職員とつくる安心できる学校』	

1. 著者名 松原信継	4. 発行年 2021年
2. 出版社 大日本法令印刷株式会社	5. 総ページ数 53
3. 書名 「スクールロイヤーの活動に関わるアンケート調査」結果	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	間宮 静香 (Mamiya Sizuka)		
研究協力者	伊藤 健治 (Ito Kenji)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------